

無所属の中西智子です。

議員提出議案第9号「箕面市報酬及び費用弁償条例改正の件」について賛成の立場で討論します。

この議案は、第3回定例会に提案されましたが、さらに議論が必要であるとの理由で閉会中の継続審査になったものです。

議案の内容としては、本年8月に市議会の任期が満了し、議員報酬の額の特例期間が終了したため、報酬額が本則に戻りましたので、これまでと同様に再び前任期の時と同率の報酬6%削減を提案したものです。

具体的には、議長の月額報酬を72万円から4万3200円、副議長66万円から3万9600円、一般議員61万円から3万6600円をそれぞれ減額することとなります。効果額としましては、期末手当分や議員共済の負担金と合わせて4年間で約7500万円強の試算となります。

また、提案理由としましては、ここ10数年来、行財政改革として縮小・廃止してきた福祉や社会保障関連の事業が復活していないなかで、議会の意志を示すべく、報酬はいったん改選前の状態に戻し、削減分は福祉予算等に充当させるためである、という説明でした。

議会運営委員会の審議のなかでは、6%という数字の根拠を問う質疑がありましたが、この提案は議員報酬の在り方を示したのではなく、これまでも改選のたびに、特例期間を設けて報酬減額をおこなってきた箕面市議会の慣例に習った提案であると理解しています。議会改革としての報酬の位置づけや、適正額、政務活動費とのすみ分け等については、議会改革検討会議において時間をかけて丁寧に議論することができるものと考えております。

さらに、この6%の報酬減額は、そもそも2012年に「議会改革」として位置付けられており、先般箕面市議会が実施した地域別意見交換会で「チーム箕面市議会」として配布した資料の中にもそのように明記されております。この市議会として公言したことについて、議会は責任を持たねばなりません。条例上は、本年9月から本則の報酬額に戻っていますが、市議会が市民のみなさまに公表したことと齟齬が生じていますので、まずは、速やかに戻すのが筋ではないでしょうか。議会運営委員会の議論のなかでは、若い人たちが議会に参入できるようにするためにも、また自分自身も専業で議員を続けるためにも報酬はしっかりもらう、というようなご意見がありましたが、議員としての適正な報酬額や、議員

報酬の考え方、政務活動費と生活給とのすみ分け方など、じっくり議論が必要であることは私も同感です。議員として活動すればするほど、出費も増していきま
すので、ただやみくもに議会費を圧縮するために、報酬を削減するのが民意である、と
考えている訳ではありません。私は個人的には、生活給の部分と政務活動に要する部
分は明確に分けて、市民の方々へ説明ができるようにし、見える化をはかるのがよ
いと考えています。今後、市民意見もいただきながら、議会改革検討会議の場でし
っかり議論できればと考えます。

しかし、先ほども述べましたように、6%削減は、2012年に「議会改革」と位置
付けられており、このたびの改選後も新人議員のみなさんも含めて市議会の総意
として作成した資料を確認された上で、異議なく市民のみなさまに配布し、市議
会の立場を説明しました。もし、この立場を変更するのであれば、逆に6%削減
を見直すための議論をおこない、その結果を市民のみなさまに説明する責任があ
ると考えます。

この間の委員会協議会や議会運営委員会では、この9号議案の撤回を促す意見
や質疑がありましたが、議会として市民のみなさまとの信義を大切に、筋を通す
べきであると、あらためて訴えさせていただきます。そしてその意味で、唐突に
提案された第7号議案、第8号議案とは明確に区別していただきたいと考えま
す。

また、7号議案・8号議案の提案会派の方から、第7号・8号の2議案と9号
議案との削減額の多寡の問題で、9号議案には反対する、とのご意見がありまし
たが、すでに7号・8号議案が否決されておりますので、「身を切る」改革を標
ぼうされている議員のみなさまには、すでに9号議案を否決する理由は見当た
らないと思われまますので、是非賛成くださいますようお願いいたします。

なお、報酬カットしたい議員だけ供託すればよい、とのご意見もありましたが、
供託金は市の財源とはなりませんので、市民のために活用することができません。
6%カットは議会改革の一環であると議案提案させていただいた趣旨をご理
解くださいますよう、念のため申し述べておきます。

以上、私の賛成討論といたします。